



金 沢 市 公 報

号外第3号の2

平成29年(2017年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ | ● 公営企業管理規程 |
|--|-----|---------------------------------------|
| ● 規 則 | | ○ 金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程 (企業総務課) 5 |
| ○ 職員の育児休業等に関する規則及び職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1 | | ○ 金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (") 6 |
| ○ 金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則 (") 3 | | ● 病院事業管理規程 |
| ● 訓令甲 | | ○ 金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程 (市立病院事務局) 6 |
| ○ 職員服務規程の一部改正について (人 事 課) 5 | | ○ 金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (") 7 |

規 則

職員の育児休業等に関する規則及び職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

職員の育児休業等に関する規則及び職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改め、同条第2号中「親である配偶者(」を「親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。ウにおいて同じ。)である配偶者(」に改める。

第3条の3中「第3条第4号」を「第3条第5号」に、「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

第4条第1項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改める。

様式第2号中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式(注)②中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同(注)④中「第2条の2第2号」を「第2条の3第2号」に改める。

様式第3号中

- 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

を

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 育児休業等に係る子と離縁した。 □ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。 □ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 □ 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。 □ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。 | に |
|--|---|

改める。

様式第4号及び様式第5号中「続柄」を「続柄等」に改める。

(職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の3中「当該子」の次に「(同項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。第14条第1項第18号及び第15条を除き、以下同じ。)」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条の3第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第8条の4第1項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第8条の4第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の6第1項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第8条の3第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の7中「及び第4号」を「から第5号まで」に改め、「(同条第1項後段を除く。)」を削り、「及び第2項各号」を「から第5号まで及び第2項各号」に、「第8条の5第1項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」を「第8条の5第2項中「同条第2項又は第3項」とあるのは「それぞれ同条第2項に規定する支障の有無又は同条第3項」に、「同条第2項及び第3項中」を「同条第3項中」に、「同条第5項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、前条第1項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、同項第1号」を「前条第1項第1号」に、「同条第2項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、」を「同条第2項中」に改め、「、「これら」とあるのは「条例第8条の3第3項」と」を削る。

第14条第1項第11号中「親」の次に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間における改正後の職員の育児休業等に関する規則第3条の2第2号の規定の適用については、同号中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「同条第1号」とあるのは「同条第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として」とする。

第3条 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間における改正後の職員の服務等に関する条例施行規則第8条の2の3第1項及び第14条第1項第11号の規定の適用については、同規則第8条の2の3第1項中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、同号中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「同条第1号」とあるのは「同条第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として」とする。

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則

(金沢市職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第44条中「達しない子」の次に「(次に掲げる者を含む。以下この条、次条及び第55条の2において同じ。)」を加え、同条ただし書中「親」の次に「(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの
 - (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童
 - (3) 児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童
- 第44条の2第1項中「(次に掲げる者を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同項各号を削る。

第55条の2第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「f)が、別に定めるところにより、当該子を養育する」の次に「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」を加え、「(別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。))」を削り、「深夜に」を「第1項中「深夜に」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員(別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この

項において同じ。)が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。
(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第12条の2中「達しない子」の次に「(次に掲げる者を含む。以下この条、次条及び第14条の2において同じ。)」を加え、同条ただし書中「親」の次に「(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 民法第817条の2第1項の規定により従業員が当該従業員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該従業員が現に監護するもの
 - (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である従業員に委託されている児童
 - (3) 児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である従業員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない従業員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童
- 第12条の3第1項中「(次に掲げる者を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同項各号を削る。

第14条の2第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「)が、別に定めるところにより、当該子を養育する」の次に「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある従業員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある従業員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」を加え、「(別に定める者に該当する場合における当該従業員を除く。))」を削り、「「深夜に」を「第1項中「深夜に」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある従業員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある従業員(別に定める者に該当する場合における当該従業員を除く。以下この項において同じ。))が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「第2項中「当該請求をした従業員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の金沢市職員就業規則第44条の規定の適用については、同条中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「同条第1号」とあるのは「同条第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として」と、同条第2号中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」と、同条第3号中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。
- 3 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の金沢市清掃従業員就業規則第12条の2の規定の適用については、同条中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「同条第1号」とあるのは「同条第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として」と、同条第2号中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である従業員に委託されている児童」とあるのは「第6条の4第1項

に規定する里親である従業員に委託されている児童のうち、当該従業員が養子縁組によって養親となることを希望している者」と、同条第3号中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

職員服務規程（昭和31年訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

様式第3号中「続 柄」を「続 柄 等」に改める。

附 則

この訓令の施行の際現に存する改正前の様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第32条中「達しない子」の次に「(次に掲げる者を含む。以下この条、次条、第40条の2及び別表第2において同じ。)」を加え、同条ただし書中「親」の次に「(当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。)」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童
- (3) 児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童

第32条の2第1項中「(次に掲げる者を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同項各号を削る。

第40条の2第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「」が、別に定めるところにより、当該子を養育する」の次に「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」を加え、「(別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削り、「深夜に」を「第1項中「深夜に」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」

とあるのは「要介護者のある職員（別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成29年3月31日までの間における改正後の第32条の規定の適用については、同条中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「同条第1号」とあるのは「同条第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として」と、同条第2号中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」と、同条第3号中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成29年3月31日までの間における改正後の第12条第2項の規定の適用については、同項第2号中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」と、同項第3号中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市立病院職員就業規則（平成25年病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第30条中「達しない子」の次に「(次に掲げる者を含む。以下この条、次条、第41条及び別表第2において同じ。)」を加え、同条ただし書中「親」の次に「(当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する

養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童
- (3) 児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童

第31条第1項中「(次に掲げる者を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同項各号を削る。

第41条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「f) が、別に定めるところにより、当該子を養育する」の次に「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」を加え、「(別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削り、「深夜に」を「第1項中「深夜に」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員（別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成29年3月31日までの間における改正後の第30条の規定の適用については、同条中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「同条第1号」とあるのは「同条第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として」と、同条第2号中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」と、同条第3号中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成29年3月31日までの間における改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項第2号中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを

希望している者」と、同項第3号中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

| | | | |
|-------------------|------|------------------|-----------|
| 平成29年(2017年)3月27日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成29年(2017年)3月27日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 | 120円 | 印刷所 | (株) 共 栄 |
| | | 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 | |